

幼少期から正しい税知識を養う 税への興味を深め、仕組みを知る 「租税教育」の推進

当会では、次代を担う児童・生徒が「税の大切さ・税の仕組みを知り」「税の使われ方に興味を持つ」ことを目的に、芝税務署の指導の下、公益事業の重要な柱のひとつとして「租税教育活動」を推進しています。その一環である『税に関する絵はがきコンクール』『税についての作文』の優秀作品の受賞者をお招きし、去る2月6日に表彰式を開催しました。



国税庁が毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めており、全国一斉に税に関するさまざまな行事が開催されます。

『税に関する絵はがきコンクール』『税についての作文』の募集と表彰

全国的に法人会が「租税教育活動」を、法人会の基本理念である「税知識の普及、納税意識の高揚」のための重要な柱と位置付け、推進しています。当会でも公益事業委員会が中心となり、同活動を積極的にを行っています。

『税に関する絵はがきコンクール』『税についての作文』への応募作品数は、青年部会や女性部会の積極的な活動もあり、年々増加傾向にあります。芝税務署管内への学校を中心に、当会の租税教育に関する取り組みへの認知度は、徐々にではありますが高まりつつあります。

公益事業の一環として 租税教育に取り組む

当会では平成18年度から芝税務署にご協力をいただき、毎年11月に「芝税務署職場見学・移動教室」を開催しています。本年度は港区立芝浦小学校6年生児童の皆さん、そして東京諸島の小学4～6年生児童21名の皆さんに参加してもらいました。当日は、当会青年部会が講師を務める租税教室を受講してもらいましたが、後日その内容を基に『税についての作文』として寄せていただきました。また、芝税務署管内の小学校4年生、5年生、6年生児童を対象に、『税に関する絵はがきコンクール』を当会女性部会が募集。期間中に多くのご応募をいただきました。その作品の中から、特に優秀な作品を選定し、各賞を受賞した児童の皆さんをメルパルク東京に招いて、表彰式を開催しました。当日は芳賀芝税務署長にもご臨席いただき、金井公益事業委員会副委員長が進行役を務め、『税に関する絵はがきコンクール』『税についての作文』それぞれ



れの「芝税務署長賞」の表彰をはじめ、「芝法人会会長賞」など、各賞の表彰を行いました。今年度の表彰では、東京諸島からの受賞者が多数選出されましたが、それはここ数年間東京諸島での租税教育に力を入れていることが身を結んだのではないかと考えられます。

公益社団法人として 地域社会の健全な 発展に寄与するために

当会の各種事業に参加し、また作品をお寄せいただいた児童の皆さんの心には、その日その時の体験、そして感動がしっかりと残り、『税』を考える気持ちが芽生えているものと思います。受賞の際に児童のみならずが見せてくれた嬉しそうな笑顔と瞳の輝きを胸に、当会は公益社団法人として、これからも地域の皆さまとともにさらなる租税教育活動を推進してまいります。



コンクール受賞者 & 参加校

【税についての作文】

- 芝税務署長賞 大島町立さくら小学校6年 高田杏菜
- 芝法人会会長賞 港区立芝浦小学校6年 川上晴子
- 公益事業委員長賞 大島町立さくら小学校6年 高田柑菜
- 青年部会長賞 港区立芝浦小学校6年 関根佑樹

【税に関する絵はがき】

- 芝税務署長賞 港区立高輪台小学校5年 今瀧真於
- 芝法人会会長賞 港区立御成門小学校6年 奥本瑛磨
- 女性部会長賞 港区立御成門小学校6年 板橋葵
- 佳作(受賞者名五十音順)
大島町立つばき小学校6年 岡田真樹、港区立御田小学校6年 佐藤絵玲奈
港区立港陽小学校6年 高橋青蓮、大島町立さくら小学校6年 永沼美樹
港区立御成門小学校6年 林理子、港区立御田小学校6年 平野達也
御蔵島村立御蔵島小学校4年 広瀬洋平、港区立御田小学校6年 和田風吾

【平成26年度 租税教育事業への参加校】

大島町立さくら小学校、大島町立つつじ小学校、大島町立つばき小学校、小笠原村立母島小学校、神津島村立神津小学校、新島村立式根小学校、八丈町立大賀郷小学校、八丈町立三根小学校、八丈町立三原小学校、御蔵島村立御蔵島小学校、港区立御成門小学校、港区立港陽小学校、港区立三光小学校、港区立白金小学校、港区立芝浦小学校、港区立高輪台小学校、港区立御田小学校、三宅村立三宅小学校

※特別交流事業には、港区全小学校児童と東京諸島の児童合わせて約200名の参加がありました。

芝法人会の「租税教育」

租税教室

《各学校へ訪問にて開催》

講師が、各学校へ訪問して「税でできているものパネル」や「税についての教材DVD」を使用し、楽しくわかりやすい授業を行っています。

《芝税務署見学中にて開催》

児童・生徒が芝税務署を職場見学し、そのプログラム中に実施しています。

【講師】講師認定を受けた、当会青年部会員(港区の各経営者等)

【対象】芝税務署管内の小中学校の児童・生徒

【内容】授業時間や項目については、学校の所要に応じて対応させていただきます。



1 申込み

港区租税教育推進協議会事務局

2 内容や日時などのお打合せ

港区租税教育推進協議会事務局

3 租税教育実施

各学校または芝税務署にて

※申込みにつきましては、「租税教室等申込書」のご提出をお願いしております。

【問い合わせ・申込み先】港区租税教育推進協議会事務局(芝税務署内/TEL.03-3455-0551)

関係民間六団体による
租税教育の推進!

芝納税貯蓄組合連合会による中学生の 「税についての作文」表彰式が開催されました。

同じく芝税務署管内関係民間六団体である芝納税貯蓄組合連合会でも、中学生を対象とした「税についての作文」を広く募集し、特に優れた作品に対し表彰を行っています。昨年の11月17日にはメルパルク東京にて表彰式を開催し、選ばれた港区の中学校生徒に対し、表彰状の贈呈を行いました。これからも芝税務署管内関係民間六団体が連携し、次代を担う生徒・児童たちへの租税教育に努めてまいります。



平成26年度 「税に関する絵はがきコンクール」 「税についての作文」 受賞作品紹介

「税に関する絵はがきコンクール」「税についての作文」の各部門に応募いただいた作品の中から、特に優秀な作品を選定し表彰させていただきました。税についてを学び、考えた児童達の作品をぜひご覧ください。

税に関する絵はがき部門

芝税務署長賞



港区立高輪台小学校 5年
今龍真於さん

芝法人会会長賞



港区立御成門小学校 6年
奥本瑛磨さん

女性部会長賞



港区立御成門小学校 6年
板橋葵さん

税についての作文部門

芝税務署長賞

税金について学んだこと

大島町立さくら小学校 6年 高田杏菜さん

税金について学んだ場所は、キッザニアや税務署、小学校です。キッザニアでは、まずどのように調べるのか、どのように確認するのか聞き、3人グループでさくそく調査に行きました。私たちのグループは、お店に行き払っている税金が正しいかどうかの確認をしました。初めての経験でとてもきんちょうしてしまっただけ、友達と協力し、しっかりと確認でき良かったです。税務署では、税金はどのように使われているのか、税金にはどのようなものがあるのかなど学びました。税金は、一人が大金を出すのではなく、一人一人が少しずつ払っていくものです。そのたまった税金で町の整備をしたり、

学校を建てたり、町の人のために使われとても役立っています。なので税金を払うことは、とても大事なことなんだと分かりました。しばうら小学校では、家庭科室にIHやレンジがあり、とてもビックリしました。このような物も税金で買ってつかっているのだから大切にしないといけないんだと思いました。プールは、低学年、高学年と分かれて練習するためプールの底が上下に動くことにビックリしました。これからも、日本の人が払ってくれている税金を大切にして、学校のことを大切につかおうと思いました。

芝法人会会長賞

税金の使い道について学んだこと

港区立芝浦小学校 6年 川上晴子さん

私が、芝税務署に行き学んだことの中で特に印象に残ったのは税金の使い道についてです。道路や橋、港などの公共施設の建設やお年寄りのための福祉、警察や消防の仕事、ごみの処理、学校の建設、教育など税金にはさまざまな使い道があり、それぞれが重要な役割を担っています。私たちが普段通っている小学校や、身近にある施設も多く税金から成り立っているということがよく分かりました。

私たちは、今社会科の学習でくらしと政治について学んでいます。そこでは、施設を作るにあたってどのような人々のどのような願いから実現されるのかということを重視し、授業に取り組んでいます。私たちの願いは、国や地方自治体の政治の働きによってかなえられ、国や地方自治体は国民や住民が納めた税が使われます。税金と国

民と税務署や国との間には深いつながりがあると知りました。

税金はものを買った時の消費税やそれぞれの人の所得に合わせた所得税、会社で集める事業税、住民税、固定資産税、酒税などいろいろな種類がありました。

今回芝税務署で移動租税教室を開いていただいたのは税務署の人たちの小学生に税金やお金についてもっと知ってもらいたいという願いからだと思います。私たちの生活の中で税金は重要な役割を果たしていて、その働きを知るというのはとても大切なことだと思います。だから今回学んだことを生かして、税についてもっと知り、自分が社会人になった時税のことで困ったりしないようにしっかり勉強していきたいと思っています。

公益事業委員長賞

たくさん学んだ三日間

大島町立さくら小学校 6年 高田柑菜さん

このそ税教室の一番の目的は、「税について理解を深める」という事です。

税金は私たち小学生でも、とてもみちかな所ではらっています。でも何万円、何千円とはらっているわけではありません。じゃあどこではらっているのでしょうか。それは、消費税です。消費税とは、商品を買った時にその商品の8パーセント分のお金をはらうことです。ということは私達小学生も税金をはらっているという事になります。このように、しば法人会の方々が税についてくわしく教えて下さったおかげで税について理解を深められました。そして、一人が大金をだすのではなく、国民一人一人が少しのお金をだして私たちに必要な物をたてているという仕組みをあらためて、知ることができました。やはり私

たちの暮らしに税金はかせないものだと思います。

キッザニアでは税金がどのように役だっているか勉強になりました。税務署職員さんのお仕事は、経営しているお店の物の値段に税金が正しくかけられているか、ということを確認に行くお仕事でした。このお仕事は経営しているお店のものに正しく税金がかけられていないと困ってしまうので、経営している側はまちがえないように気をつけ、税務署職員さんは小さなミスでもみのがさないようにすることが大切だと思います。

わたしはしょう来税金をしっかりはらえる大人になりたいと思いました。

佳作(受賞者名50音順)



大島町立
つばき小学校 6年
岡田真桜さん



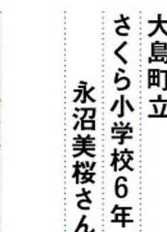
港区立
御田小学校 6年
佐藤絵奈さん



港区立
港陽小学校 6年
高橋青蓮さん



港区立
御田小学校 6年
高橋青蓮さん



大島町立
さくら小学校 6年
永沼美桜さん



大島町立
さくら小学校 6年
永沼美桜さん



港区立
御成門小学校 6年
林理子さん



港区立
御田小学校 6年
平野達也さん



港区立
御田小学校 6年
平野達也さん



御蔵島村立
御蔵島小学校 4年
広瀬洋平さん



港区立
御田小学校 6年
和田風吾さん



港区立
御田小学校 6年
和田風吾さん

税制改正要望活動報告

平成26年度に実施した芝法人会の「税制改正要望アンケート」集計レポートをお知らせします。このレポートを提言として「全法連の税制改正に関する提言」とともに、芝法人会管内の衆議院小選挙区選出国會議員および港区長あてに、提出しました。

全国法人会総連合では、全国の法人会会員企業を中心とした経営者、従業員の皆様から寄せられた意見などを参考に、毎年、税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言し、その実現を訴えています。

提出書類

平成27年度 税制改正に関する提言 1冊 (公益財団法人 全国法人会総連合)
平成26年度 「税制改正要望アンケート」集計結果 1冊 (公益社団法人 芝法人会)

芝法人会アンケート

芝法人会「税制改正要望アンケート」
● 実施期間：平成26年9月11日～10月31日
● 対象：芝法人会会員企業ならびに地域企業の経営者、従業員等
● 回答数：361通 (内訳：会員292／一般69通)

Q.1

税制改革

税制改革の方向性について、特に重視する課題は何ですか。(2つ選択)

A.経済活性化 B.社会保障への対応
C.所得格差問題の是正(所得再配分機能の回復)
D.世代間格差の是正 E.財政健全化
F.税制の国際的な整合性 G.その他

【全法連の提言】

今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Q.2

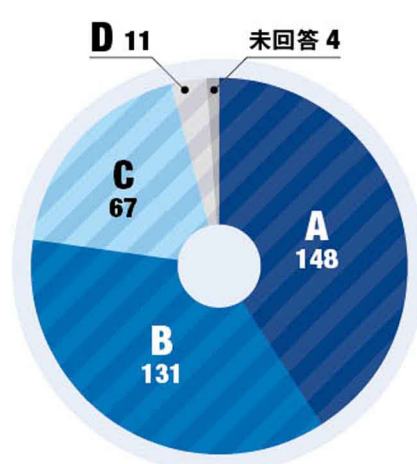
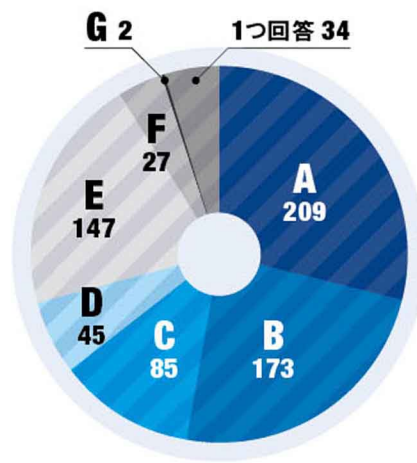
法人税／法人実効税率

政府では、国際競争力の観点から法人実効税率(現行35.6%)のさらなる引き下げについて検討を進めることとしていますが、どのように考えますか。

A.実効税率を早急に20%台に引き下げろべき B.さらなる実効税率の引き下げは、中期的な課題として当面見送るべき C.わからない D.その他

【全法連の提言】

国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げは着実に実行すべきである。



Q.3

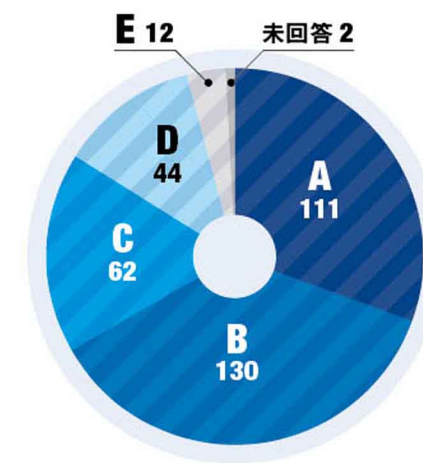
法人税／減税財源

法人実効税率を1%引き下げるには約4,700億円の財源が必要との議論もあります。仮に法人実効税率を引き下げると、その減税財源についてどのように考えますか。

A.法人税の課税ベースを拡大し、できる限り法人税収のなかでカバーすべき
B.他の税目を含めた税収全体の中でカバーすべき C.財源は中長期的に考え、短期的な税収の補填にこだわる必要はない D.わからない E.その他

【全法連の提言】

法人税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に充分配慮すべきである。



Q.4

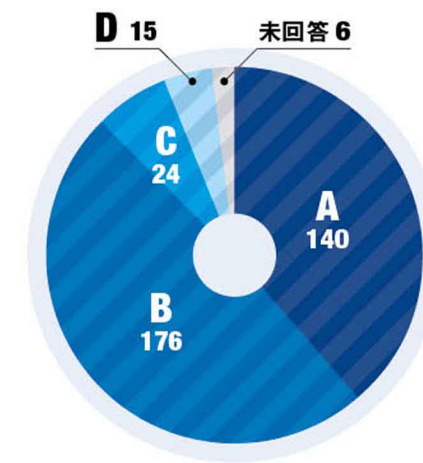
消費税／軽減税率

税率10%時に低所得者対策として軽減税率を導入することが検討されています。軽減税率の導入についてどう考えますか。

A.10%の段階で低所得者対策として軽減税率を導入すべき B.10%までは単一税率を維持すべき(低所得者は、簡素な給付措置で対応する) C.わからない D.その他

【全法連の提言】

消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。また、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。



その他このような意見がありました!!

- 税金の使い方をさらにシビアに検討し、無駄遣いを減らし、有効に使わなければ、税制改革を実施しても無理だろう。
- 社会保障を考えるべき。
- 税収確保のためには消費税(付加価値税)による他に、公平なものはないと考える。
- 行政改革を先にやるべき。
- 減税による財源確保が国民的負担とならない施策が講じられているのであれば、実施しても良いと思う。
- 減税財源については、外国企業の誘致、国際競争力の確保、企業の健全な成長が目的と考えますから、本来タイムラグはあっても法人収益の増加でまかなえようと思えるべきだと思います。
- 法人税の交際費損金不算入制度は全廃すべき。
- 法人税率引き下げの財源として外形標準課税を中小企業にまで拡大することが検討されているが、日本の雇用の8割を担っている中小企業に負担を強いるのは非常に大きな間違いである。

- マイナンバー制の施行をもって消費税10%時点での低所得者対策を実施すべき。
- 軽減税率は100%完全な対応は不可能だと思うので、導入すべきではない。
- 生活必需品に対し軽減税率を行う。(食料品・衣類など)
- 消費税軽減税率を実施するにあたっては事務処理が簡易な方法で、複雑な手続きがないよう配慮されたい。
- 日本の財政健全化を考えると、消費税10%ないし、それ以上にすることはしかたないと思うが、各国で採用されている生活必需品と贅沢品との色分けは実行してもらいたい。
- 消費税に複数税率を採用することは現状の請求書保存方式では事務処理量の増大を招くのではないかと。インボイス方式を含め、事務処理が増大にならない方法を検討願いたい。
- 消費税10%に備え、税を口座に分けて貯蓄する等の具体的指導強化が必要と考えます。

アンケートへのご協力、誠にありがとうございました。

公益社団法人 芝法人会
公益事業委員会 副委員長 内田 謙
(東京通信電設(株) 代表取締役)

モノづくりの楽しさを伝えたい バルブ製造会社が小学生を工場見学に招く



バルブの検査作業に興味津々の子ども達

そして、子ども達からの質問が多く飛び交う様子に、少なからずモノづくりに興味をもってくれたのではないかと萩原氏はいう。そうだとすれば、工場見学は子ども達にとって意義深いものになったといえる。

一方、社員も子ども達に教えることで、モノづくりを仕事にしていることが改めて誇りに思え、地域の子どものためになることに喜びをおぼえたという。工場見学は子ども達にとっても、それを受け入れた同社の人たちにとても十分に手応えがあったようだ。

工場見学に期待したこと

萩原氏がこの工場見学を通じて子ども達に伝えたかったこ

とは、モノづくりの楽しさ。そして、それは一人でできるものではなく、多くの人が協力し合って初めて成し遂げられるということだった。それは社会で生きていくことに繋がっていることも訴えたかった。

今の子ども達は、なんでもできあがったものが手に入る。そのため、自分でモノを作った経験が少なく、その楽しさやできあがったときの喜びを知らない。多くの人の協力によってモノができるということにも想像力が及ばない。このままでは、ものの見方考え方が一面的になってしまうのではないか。せっかくモノづくりの現場に来てくれたのだから、モノづくりにとって一番大切なことを理解してもらおうと考えたのだ。そこで、例えば、工場内の4部門はそれぞれ独立しているが、相

互に協力し合ってバルブを完成させていることを強調した。また、モノづくりは楽しいという印象をもってもらうために、油圧で動く自動バルブの操作も体験してもらった。

「見学に来てくれた子ども達の中から、将来一人でもモノづくりの道に進んでくれたら望外だ」。萩原氏のこの言葉からも子ども達と正面から向き合おうとした同社の姿勢が伺える。子ども達が意図したことをどこまで理解してくれたかは知る術がないが、モノづくりについて何か感じてくれたのなら、それで十分とすべきだろう。

また、子ども達は、モノづくりの現場を見て、同様の工場が数多く存在する自分たちの町への興味も高まったはず。このことの意味も大きい。

社長を含めて23名の町工場

港区白金は古くから町工場が集まる準工業地帯。その一角に昨年10月、小学生が工場見学に訪れた萩原バルブ工業株式会社（萩原健司社長＝本会副会長）がある。

同社は、バルブの製造・販売を行っている企業で、人員は社長以下23名。工場では9名の社員が「研削」「孔開（穴あけ）」「組立」「検査」の4部門に分かれて作業を行っている。

同社のバルブは他社では製造していないオリジナル製品が多く、主にガンリッパや灯油を運ぶタンカー、さらに発電所、製油所などで使われている。町工場らしく、いずれも経験に裏打ちされた担当社員の技術を頼りに製品化されており、良くも悪しくもマニュアル化された技術で製造したものとは一味違う趣をもっている。

町工場だからできる社会貢献

近年、企業の社会貢献活動の必要性が叫ばれ、実際にそれを実施する企業が急速に増えている。大企業を中心に社内本部を置いて全社的な取り組みを行っているところも少なくない。

内容的には、文化活動や被災地の支援から環境保全の取り組みまで様々だが、共通しているのは、住みよい社会を作っていくための企業による無償の行為だということ。企業は社会があつてこそ存在なのだから、過重な負担にならない範囲で何か社会のためになることをするのは当然の義務といえる。このことさえ外さなければ、あとは柔軟に考えてよいのではないか。

そうした考えに立てば、同社が実施した工場見学は、普通の町工場にもできる身の丈に合った社会貢献活動であり、同時に、町を背景に子ども達と向き合う町工場ならではの社会貢献活動でもあった。その意味で、同社の工場見学は規模の小さい多くの企業が参考にしてよい事例といえる。

来月、同社は2校目となる港区立神応小中学校の工場見学を受け入れる。

双方に手応えがあった工場見学

同社工場の見学に訪れたのは、地元の港区立御田小中学校の3年生51名。萩原氏は、小学生が小規模な町工場を見てもあまり面白くないのではないかと考え、初めは工場見学の受け入れに消極的だったが、熱心な依頼に引き受けたのだという。

当日は、子ども達に最も身近なバルブである水道の蛇口を例にとり、バルブとは何かを説明。さらにバルブの用途などにも触れた後、研削から検査までの4つの工程に従って作業の様子を見てもらった。

最初、説明役は萩原氏が一人で引き受けることにしていたが、子ども達の数が多かったこともあって、作業をしていた社員たちが機転を利かせて、急遽、率先して説明を分担した。そのおかげで十分な説明ができ、子ども達も最後まで熱心に耳を傾けてくれた。



孔開作業では硬い金属に簡単に穴をあけることに驚く子ども達



職人の技術によって支えられてきた工場



子ども達の質問が飛び交う



昭和34年に創業。漏洩のないプレストバルブ（テフロンタッチ特殊仕切弁）、玉型弁（メタルタッチ、ソフトタッチ）、他バルブ全般の製造・販売、および設計製作（製品）等の製造・販売を行っている。同社の製品は、他社では製造していないオリジナルなものも多く、タンカー、発電所、製油所などでも多く使われている。

税務コンプライアンスの維持・向上のための取組

国税庁では

事前の信頼関係の構築と調査の重点化

我が国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は大変重要です。大きな組織を有する大企業の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、組織の第一線まで税務に関する認識が高まるようコーポレートガバナンスの充実が効果的です。

このため、国税庁としては、大規模法人の調査の機会に、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認し、経営責任者等と意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実にに向けた自発的な取組を促進しているところです。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好と認められた法人については、税務リスクの高い取引の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築した上で、次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど税務行政の効率化を進めています。

(国税庁レポート 2014年度版:国税庁ホームページ から)

法人会では

企業の税務コンプライアンス向上のために 自主点検チェックシート・ガイドブックを活用しよう



法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

内部統制や経理水準の向上は、「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

一方、これがしっかりしていない場合には、「売掛債権が未回収となる恐れがある」「重要書類を紛失してしまうことがある」「会社の資産が不明確になる可能性がある」など経営上の大きな問題へ発展することもあります。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。

この取り組みは、経営者の皆様がチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

また、内部統制や経理水準が向上し、適正な申告が図られる企業については、結果として税務調査で指摘を受ける事項の減少や調査の対象から除かれることにつながることも法人会としては期待しているところです。

企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひ「自主点検チェックシート・ガイドブック」をご活用ください。

(企業の税務コンプライアンス向上のために:公益財団法人 全国法人会総連合ホームページ から)

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。
*平成27年3月31日(火)までに手続きをお済ませください。

お問い合わせ先 ●東京都自動車税コールセンター ▶ TEL.03(3525)4066

自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください

引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続きが必要です。

手続きが遅れますと、自動車税の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

お問い合わせ先 ●東京都自動車税コールセンター ▶ TEL.03(3525)4066

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

詳細は、HPまたは下記問合先へ。

お問い合わせ先 ●主税局課税部課税指導課 ▶ TEL.03(5388)2969

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。詳細は、東京都主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

お問い合わせ先

●中小企業者向け省エネ促進税制について

港都税事務所 ▶ TEL.03(5549)3800(代表)

(法人)法人事業税第一係・第二係 (個人)個人事業税係

主税局課税部(法人) ▶ TEL.03(5388)2963 主税局課税部(個人) ▶ TEL.03(5388)2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について ▶ TEL.03(5388)3408

法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について

平成26年度税制改正により、法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正が行われました。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

詳細は、東京都主税局HPをご覧ください。下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

●港都税事務所 ▶ TEL.03(5549)3800(代表)

法人事業税第一係・第二係

●主税局課税部法人課税指導課 ▶ TEL.03(5388)2963